

令和3年度

矢板市補正予算書

1. 一般会計補正予算(第5号)
2. 介護保険特別会計補正予算(第1号)
3. 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
4. 後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
5. 水道事業会計補正予算(第1号)
6. 下水道事業会計補正予算(第1号)

矢 板 市

令和3年度矢板市補正予算目次

1. 一般会計補正予算(第5号)	1
2. 介護保険特別会計補正予算(第1号)	9
3. 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	13
4. 後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	17
5. 水道事業会計補正予算(第1号)	21
6. 下水道事業会計補正予算(第1号)	23

一 般 会 計 補 正 予 算
(第5号)

議案第 1 号

令和 3 年度矢板市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年度矢板市の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 595,700 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,987,400 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 9 月 2 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
14 使 用 料 及 び 手 数 料	
	1 使 用 料
15 国 庫 支 出 金	
	2 国 庫 補 助 金
16 県 支 出 金	
	2 県 補 助 金
17 財 産 収 入	
	1 財 産 運 用 収 入
18 寄 附 金	
	1 寄 附 金
19 繰 入 金	
	1 基 金 繰 入 金
	2 特 別 会 計 繰 入 金
20 繰 越 金	
	1 繰 越 金
21 諸 収 入	
	4 雑 入
22 市 債	
	1 市 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
195,717	3,424	199,141
110,320	3,424	113,744
2,181,213	8,576	2,189,789
566,140	8,576	574,716
1,120,293	3,090	1,123,383
391,649	3,090	394,739
100,262	6,600	106,862
8,763	6,600	15,363
50,001	500	50,501
50,001	500	50,501
282,379	37,501	319,880
282,379	2,013	284,392
0	35,488	35,488
250,000	741,833	991,833
250,000	741,833	991,833
393,745	1,576	395,321
143,173	1,576	144,749
1,369,700	△207,400	1,162,300
1,369,700	△207,400	1,162,300
13,391,700	595,700	13,987,400

歳 出

款	項
1 議 会 費	
	1 議 会 費
2 総 務 費	
	1 総 務 管 理 費
	2 徴 税 費
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費
	4 選 挙 費
	5 統 計 調 査 費
	6 監 査 委 員 費
3 民 生 費	
	1 社 会 福 祉 費
	2 児 童 福 祉 費
	3 生 活 保 護 費
4 衛 生 費	
	1 保 健 衛 生 費
	2 清 掃 費
6 農 林 水 産 業 費	
	1 農 業 費
7 商 工 費	
	1 商 工 費
8 土 木 費	
	1 土 木 管 理 費
	2 道 路 橋 り よ う 費
	4 都 市 計 画 費
	5 住 宅 費
9 消 防 費	
	1 消 防 費
10 教 育 費	
	1 教 育 総 務 費
	2 小 学 校 費
	3 中 学 校 費
	4 社 会 教 育 費
	5 保 健 体 育 費

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
158,021	△6	158,015
158,021	△6	158,015
1,418,262	493,567	1,911,829
1,019,082	496,625	1,515,707
194,221	△1,457	192,764
126,789	△1,495	125,294
33,013	△1,189	31,824
25,931	680	26,611
19,226	403	19,629
4,963,366	32,060	4,995,426
2,521,599	12,179	2,533,778
1,988,000	18,698	2,006,698
453,766	1,183	454,949
969,923	33,205	1,003,128
619,551	35,101	654,652
350,372	△1,896	348,476
633,046	△2,665	630,381
552,029	△2,665	549,364
451,094	△5,406	445,688
451,094	△5,406	445,688
1,258,716	25,794	1,284,510
89,554	△12,109	77,445
540,062	20,820	560,882
523,263	16,936	540,199
70,328	147	70,475
734,178	2,363	736,541
734,178	2,363	736,541
1,513,474	16,788	1,530,262
298,194	14,994	313,188
415,776	△4,806	410,970
228,268	9,000	237,268
305,823	△5,908	299,915
265,413	3,508	268,921

款	項
歲	計
出	合

補正前の額	補正額	計
13,391,700	595,700	13,987,400

第2表 地方債補正

1 地方債の追加

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
生涯学習館管理運営事業	7,900	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入の日から30年以内とし、その他については借入先融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

2 地方債の変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	783,000				591,000			

3 地方債の廃止

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
国民体育大会推進事業	23,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入の日から30年以内とし、その他については借入先融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	—	—	—	—	

介護保険特別会計補正予算
(第1号)

議案第2号

令和3年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度矢板市の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188,020千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,353,820千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 介 護 保 險 料	
	1 介 護 保 險 料
3 国 庫 支 出 金	
	2 国 庫 補 助 金
4 支 払 基 金 交 付 金	
	1 支 払 基 金 交 付 金
5 県 支 出 金	
	2 県 補 助 金
8 繰 入 金	
	1 一 般 会 計 繰 入 金
9 繰 越 金	
	1 繰 越 金
歳 入	合 計

歳 出

款	項
1 総 務 費	
	1 総 務 管 理 費
	2 徴 収 費
3 地 域 支 援 事 業 費	
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費
5 基 金 積 立 金	
	1 基 金 積 立 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
724,231	254	724,485
724,231	254	724,485
724,187	324	724,511
196,911	324	197,235
794,520	203	794,723
794,520	203	794,723
431,030	162	431,192
20,844	162	21,006
485,557	1,347	486,904
485,557	1,347	486,904
6,200	185,730	191,930
6,200	185,730	191,930
3,165,800	188,020	3,353,820

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
71,016	143,832	214,848
36,340	142,323	178,663
8,884	1,509	10,393
128,674	1,107	129,781
20,023	753	20,776
70,508	354	70,862
76,609	43,081	119,690
76,609	43,081	119,690
3,165,800	188,020	3,353,820

国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

議案第3号

令和3年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度矢板市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,259千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,665,059千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
8 繰	入	金
		1 他 会 計 繰 入 金
9 繰	越	金
		1 繰 越 金
歳 入		合 計

歳 出

款		項
1 総	務	費
		1 総 務 管 理 費
		2 徴 税 費
		3 運 営 協 議 会 費
6 保 健 事 業	費	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費
8 諸	支 出	金
		1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
歳 出		合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
281,963	1,065	283,028
270,763	1,065	271,828
22,318	49,194	71,512
22,318	49,194	71,512
3,614,800	50,259	3,665,059

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
55,632	302	55,934
34,739	△282	34,457
20,488	579	21,067
405	5	410
50,492	763	51,255
40,888	763	41,651
6,160	49,194	55,354
6,160	49,194	55,354
3,614,800	50,259	3,665,059

後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

議案第4号

令和3年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度矢板市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,220千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ416,320千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
4 繰 越 金	
	1 繰 越 金
歳 入	合 計

歳 出

款	項
2 後期高齢者医療広域連合納付金	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,800	9,220	13,020
3,800	9,220	13,020
407,100	9,220	416,320

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
379,085	9,220	388,305
379,085	9,220	388,305
407,100	9,220	416,320

水道事業会計補正予算
(第1号)

議案第5号

令和3年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度矢板市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(4) 主要な建設改良事業	435,972千円	△3,000千円	432,972千円
施設整備事業 事業費			

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 水道事業費用	726,000千円	△1,700千円	724,300千円
第1項 営業費用	684,729千円	△1,700千円	683,029千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額470,000千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額467,000千円」に、「当年度分損益勘定留保資金332,285千円」を「過年度分損益勘定留保資金28,317千円、当年度分損益勘定留保資金330,136千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,324千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,329千円」に、「建設改良積立金101,391千円」を「建設改良積立金72,218千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	538,000千円	△3,000千円	535,000千円
第1項 建設改良費	440,447千円	△3,000千円	437,447千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	70,499 千円	△4,705 千円	65,794 千円

令和3年9月2日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

下水道事業会計補正予算
(第1号)

議案第6号

令和3年度矢板市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度矢板市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 下水道事業費用	749,100 千円	425 千円	749,525 千円
第1項 営業費用	690,230 千円	425 千円	690,655 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	54,465 千円	425 千円	54,890 千円

令和3年9月2日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎